

## 6 ライフステージ別の取り組み

基本方針	乳幼児期	学齢期	青年期	高齢期
1 ふれあいのあるくらしの実現 ～障害者への理解と啓発～	(1) 福祉の風土づくりの促進			
	(2) 障害を理由とする差別解消の推進			
	(3) 啓発・広報の推進			
	(4) 情報提供の充実			
2 安心して快適なくらしの実現 ～地域生活～	(1) 生活安定施策の充実			
	(2) 福祉サービスの充実			
	(3) 人権・権利擁護の推進			
	(4) 相談支援体制の確保			
3 子どもの特性にあった暮らしの実現 ～療育・教育～	(1) 療育の充実			
	(2) 障害児サービスの充実			
	(3) インクルーシブ教育の推進			
4 すこやかなくらしの実現 ～保健・医療～	(1) 母子保健対策の推進		(1) 母子保健対策の推進	
			(2) 成人保健対策の推進	
	(3) 医療サービスの充実			
5 はたらく喜びのあるくらしの実現 ～雇用・就労～	(1) 就業機会の拡大			
6 ゆとりと生きがいのあるくらしの実現 ～社会参加～	(1) 生涯学習の推進			
7 地域で安全なくらしの実現 ～まちづくり～	(1) 生活環境の整備			
	(2) 移動・交通対策の推進			
	(3) 災害時の安心・安全策の強化			

## 7 障害者施策の推進

### 基本方針1 ふれあいのあるくらしの実現 ～障害者への理解と啓発～

#### ■ 方向性

地域で共に暮らす障害のある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、医療現場や就労の場等の様々な機会や状況において、障害のある人への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

#### ■ 基本施策

##### (1) 福祉の風土づくりの促進

障害の有無にかかわらず、共に住み慣れた地域で生活するため、障害に対する正しい知識を広め、障害や障害者に対する市民の理解を深めます。

##### (2) 障害を理由とする差別解消の推進

平成28年4月に施行された障害者差別解消法の円滑な実施に向け、法の趣旨・目的等に関する効果的な周知を図り、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に向け、選挙等における配慮など様々な合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

##### (3) 啓発・広報の推進

障害の有無にかかわらず、すべての市民に対して、障害に対する理解を深めるための情報や各種制度、福祉サービス等について、啓発・広報をしていきます。

##### (4) 情報提供の充実

障害者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるように、情報提供の充実と障害特性を踏まえた適切な提供に努め、情報バリアフリーを推進します。

### 基本方針2 安心して快適なくらしの実現 ～地域生活～

#### ■ 方向性

すべての障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障害者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障害特性に合わせて総合的に提供することが必要です。また、年金、医療費助成、各種手当による経済的支援を実施します。

#### ■ 基本施策

##### (1) 生活安定施策の充実

障害者に対する手当や助成等の適切な給付により、経済的な支援を行っていきます。

##### (2) 福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量と確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していく必要があります。

##### (3) 人権・権利擁護の推進

障害者本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を推進します。

##### (4) 相談支援体制の確保

障害者の自立した生活を支援していくため、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。